

東かがわ市告示第62号

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱（平成28年東かがわ市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>空き家</u> <u>住宅として建築された建築物で、現に居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。</u></p> <p>(2) <u>所有者等</u> <u>空き家に係る所有権又はその他の売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。</u></p> <p>(3) <u>空き家バンク</u> <u>県が運営する空き家バンク「かがわ住まいネット」をいう。</u></p> <p>(4) <u>利用者</u> <u>空き家バンクを活用して、登録物件である空き家を購入し、又は賃借する契約を締結した者をいう。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) <u>住宅</u> <u>一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）をいう。</u></p> <p>(9) <u>耐震診断</u> <u>次に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し別表第3に定めるいずれかの講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。</u></p> <p><u>ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>空き家</u> <u>市内に個人が自己の居住等を目的として建築又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建ての住宅又は併用住宅（近日中に居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。</u></p> <p>(2) <u>所有者等</u> <u>空き家に係る所有権又はその他の売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。</u></p> <p>(3) <u>空き家バンク</u> <u>空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等の申込みに基づき、又は同意を得て収集した空き家の情報を、移住希望者に対し、紹介するための空き家の情報の登録・提供制度をいう。</u></p> <p>(4) <u>利用者</u> <u>空き家バンクを活用して、登録物件である空き家を購入し、又は賃借する契約を締結した個人をいう。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p>

改正後	改正前
<p><u>イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針</u> (平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)別添 第一に示すもの</p> <p><u>ウ ア、イに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有する と認められるもの</u></p> <p>(10) <u>耐震改修工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対 する安全性が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する 危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたもの について、住宅の地震に対する安全性の向上を目的として県内に営業所 を設けている事業者が施工する住宅の補強又は改修の工事であって、次 のいずれかの方法により行うものをいう。</u></p> <p><u>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第19条及び第20条の規定に適合 するように行われるもの</u></p> <p><u>イ 基本方針別添第二に示すもの</u></p> <p><u>ウ ア又はイに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上さ せると認められるもの</u></p> <p>(11) <u>簡易耐震改修工事 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住 宅の耐震診断と補強方法―木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版) ―」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法 又は精密診断法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と 判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を 高める工事をいう。なお、原則として、県内に主たる営業所を有する事 業者が施工する補強又は改修の工事に限る。</u></p> <p>(補助対象物件)</p>	<p>(補助対象物件)</p>
<p>第3条 補助金の対象となる空き家又は空き家であった住宅(以下「補助対 象物件」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。<u>ただし、第 4号においては、補助対象物件が昭和56年5月31日以前に工事に着手した ものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法及びこれに基づ</u></p>	<p>第3条 補助金の対象となる空き家又は空き家であった住宅(以下「補助対 象物件」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>く命令に適合するもの又は耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事若しくは簡易耐震改修工事を実施したものをいう。（補助事業に併せて実施する耐震改修工事、簡易耐震改修工事を含む。）</u></p> <p>(1) 補助金の交付申請の日において空き家バンクに現に登録されている空き家（補助金の交付を受けた日から起算して引き続き3年間空き家バンクに登録が可能な空き家に限る。）又は空き家バンク<u>に登録されていた空き家を購入若しくは賃借された空き家（利用者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以上居住又は利用する意思がある空き家に限る。）</u>であること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>改修工事後、耐震性が確保されている物件であること。</u></p> <p>(5) <u>改修の前後において、建築基準法の規定に基づく重大な違反がない物件であること。ただし、改修工事に伴い、違反を是正する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請の日において、補助金を受けようとする者が別表第1に掲げる市税等を滞納していない個人（<u>同一世帯に属する者含む。</u>）、<u>法人事業者又は個人事業主（税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしている者に限る。）</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 補助対象物件の売買契約を締結した日又は最初の賃貸借契約を締結した日から起算して3年を経過していない者で、補助対象物件に3年以上居住<u>又は利用する意思のある利用者（賃借する場合にあっては、所有者の承諾を得ている場合に限る。）</u></p> <p>2 略</p>	<p>(1) 補助金の交付申請の日において空き家バンクに現に登録されている空き家（補助金の交付を受けた日から起算して引き続き3年間空き家バンクに登録が可能な空き家に限る。）又は空き家バンク<u>を通じて売買若しくは賃貸借された空き家（利用者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以上居住する意思がある空き家に限る。）</u>であること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請の日において、補助金を受けようとする者<u>及びその同一世帯に属する者が別表第1に掲げる市税等を滞納していない個人</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 補助対象物件の売買契約を締結した日又は最初の賃貸借契約を締結した日から起算して3年を経過していない者で、補助対象物件に3年以上居住する意思のある利用者（賃借する場合にあっては、所有者の承諾を得ている場合に限る。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの</u></p> <p>(3) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業に係る事業を行うもの</u></p> <p>(4) <u>宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行うもの</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる者のほか、市長が補助をするのに適当でない</u>と認め た者 (実績報告)</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号に掲げる者のほか、市長が補助をするのに適当でない</u>と認め た者 (実績報告)</p>
<p>第10条 略</p> <p>2 <u>第3条第1項第4号に係るリフォームを実施した交付決定者は、前項の報告書に耐震改修工事結果報告書（様式第8号）を添付しなければならない。</u></p> <p>(補助金の額の確定)</p>	<p>第10条 略</p> <p>(補助金の額の確定)</p>
<p>第11条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付確定通知書<u>（様式第9号）</u>により交付決定者に通知する。</p> <p>(補助金の請求)</p>	<p>第11条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付確定通知書<u>（様式第8号）</u>により交付決定者に通知する。</p> <p>(補助金の請求)</p>
<p>第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付請求書<u>（様式第10号）</u>により市長に補助金の交付を請求するものとする。</p>	<p>第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付請求書<u>（様式第9号）</u>により市長に補助金の交付を請求するものとする。</p>

改正後		改正前	
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
区分	補助金の限度額	区分	補助金の限度額
1 市内業者が実施するリフォームの場合	50万円（当該補助対象事業が香川県空き家利活用促進等補助金交付要綱（平成27年4月1日施行。以下「県交付要綱」という。）の間接補助事業に該当する場合は、100万円）	1 市内業者が実施するリフォームの場合	50万円（当該補助対象事業が香川県空き家改修等補助金交付要綱（平成27年4月1日施行。以下「県交付要綱」という。）の間接補助事業に該当する場合は、100万円）
2 略		2 略	
別表第3（第2条第9号関係）			
<p>(1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者又は耐震改修技術者養成のための講習</p> <p>(2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習</p> <p>(3) その他知事が認める講習</p>			

改正後	改正前																																								
<p style="text-align: center;">様式第1号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付申請書</p> <p>東かがわ市空き家リフォーム事業交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、私の世帯の市税等の滞納状況について、市長が関係機関から情報提供を受けることを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">補助対象物件の所在地</td> <td>東かがわ市</td> </tr> <tr> <td>補助対象物件の所有者</td> <td>(住所) (氏名) (電話番号)</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>補助金交付申請額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業期間</td> <td>開始予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>施工業者</td> <td>(所在地) (名称) (代表者氏名) (電話番号)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補助対象事業に係る国、香川県又は本市の制度による補助金受給状況（予定を含む。） <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合、次の項目を記載</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(補助金名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(受給（予定）日) 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(補助対象経費) 円 (補助額) 円</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者の住民票の写し（個人の場合は世帯全員）</li> <li>(2) 承諾書（様式第2号）</li> <li>(3) 誓約書（様式第3号）（県内移住の利用者の場合）</li> <li>(4) 補助対象物件の所有権が確認できる書類（所有者等の場合）</li> <li>(5) 売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し（利用者の場合）</li> <li>(6) 補助対象物件の位置図</li> <li>(7) 補助対象事業の予定箇所の位置及び補助対象事業費の詳細が分かる書類の写し（内訳を含む。）</li> <li>(8) 補助対象事業の予定箇所の現況写真</li> <li>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ol>	補助対象物件の所在地	東かがわ市	補助対象物件の所有者	(住所) (氏名) (電話番号)	補助対象事業費	円	補助金交付申請額	円	補助対象事業期間	開始予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日	施工業者	(所在地) (名称) (代表者氏名) (電話番号)	補助対象事業に係る国、香川県又は本市の制度による補助金受給状況（予定を含む。） <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合、次の項目を記載		(補助金名)		(受給（予定）日) 年 月 日		(補助対象経費) 円 (補助額) 円		<p style="text-align: center;">様式第1号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付申請書</p> <p>東かがわ市空き家リフォーム事業交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、私の世帯の市税等の滞納状況について、市長が関係機関から情報提供を受けることを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">補助対象物件の所在地</td> <td>東かがわ市</td> </tr> <tr> <td>補助対象物件の所有者</td> <td>(住所) (氏名) (電話番号)</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>補助金交付申請額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業期間</td> <td>開始予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>施工業者</td> <td>(所在地) (名称) (代表者氏名) (電話番号)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補助対象事業に係る国、香川県又は本市の制度による補助金受給状況（予定を含む。） <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合、次の項目を記載</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(補助金名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(受給（予定）日) 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(補助対象経費) 円 (補助額) 円</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者世帯全員の住民票の写し</li> <li>(2) 承諾書（様式第2号）</li> <li>(3) 誓約書（様式第3号）（県内移住の利用者の場合）</li> <li>(4) 補助対象物件の所有権が確認できる書類（所有者等の場合）</li> <li>(5) 売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し（利用者の場合）</li> <li>(6) 補助対象物件の位置図</li> <li>(7) 補助対象事業の予定箇所の位置及び補助対象事業費の詳細が分かる書類の写し（内訳を含む。）</li> <li>(8) 補助対象事業の予定箇所の現況写真</li> <li>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ol>	補助対象物件の所在地	東かがわ市	補助対象物件の所有者	(住所) (氏名) (電話番号)	補助対象事業費	円	補助金交付申請額	円	補助対象事業期間	開始予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日	施工業者	(所在地) (名称) (代表者氏名) (電話番号)	補助対象事業に係る国、香川県又は本市の制度による補助金受給状況（予定を含む。） <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合、次の項目を記載		(補助金名)		(受給（予定）日) 年 月 日		(補助対象経費) 円 (補助額) 円	
補助対象物件の所在地	東かがわ市																																								
補助対象物件の所有者	(住所) (氏名) (電話番号)																																								
補助対象事業費	円																																								
補助金交付申請額	円																																								
補助対象事業期間	開始予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日																																								
施工業者	(所在地) (名称) (代表者氏名) (電話番号)																																								
補助対象事業に係る国、香川県又は本市の制度による補助金受給状況（予定を含む。） <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合、次の項目を記載																																									
(補助金名)																																									
(受給（予定）日) 年 月 日																																									
(補助対象経費) 円 (補助額) 円																																									
補助対象物件の所在地	東かがわ市																																								
補助対象物件の所有者	(住所) (氏名) (電話番号)																																								
補助対象事業費	円																																								
補助金交付申請額	円																																								
補助対象事業期間	開始予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日																																								
施工業者	(所在地) (名称) (代表者氏名) (電話番号)																																								
補助対象事業に係る国、香川県又は本市の制度による補助金受給状況（予定を含む。） <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合、次の項目を記載																																									
(補助金名)																																									
(受給（予定）日) 年 月 日																																									
(補助対象経費) 円 (補助額) 円																																									

改正後	改正前
様式第7号（第10条関係）	様式第7号（第10条関係）
<p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話番号</p>	<p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話番号</p>
<p style="text-align: center;">東かがわ市空き家リフォーム事業補助金実績報告書</p>	<p style="text-align: center;">東かがわ市空き家リフォーム事業補助金実績報告書</p>
<p>年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を下記のとおり実施したので、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。</p>	<p>年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を下記のとおり実施したので、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 補助対象事業費 円</p>	<p>1 補助対象事業費 円</p>
<p>2 補助金交付決定額 円</p>	<p>2 補助金交付決定額 円</p>
<p>3 補助対象事業工事期間</p> <p style="padding-left: 20px;">着手年月日 年 月 日</p> <p style="padding-left: 20px;">完了年月日 年 月 日</p>	<p>3 補助対象事業工事期間</p> <p style="padding-left: 20px;">着手年月日 年 月 日</p> <p style="padding-left: 20px;">完了年月日 年 月 日</p>
<p>4 添付書類</p> <p>(1) 補助対象事業費の請求書の写し（内訳を含む。）</p> <p>(2) 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し</p> <p>(3) 補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し</p> <p>(4) 補助対象事業実施箇所の現況写真</p> <p>(5) 耐震改修工事結果報告書（該当の場合）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>	<p>4 添付書類</p> <p>(1) 補助対象事業費の請求書の写し（内訳を含む。）</p> <p>(2) 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し</p> <p>(3) 補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し</p> <p>(4) 補助対象事業実施箇所の現況写真</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

改正後	改正前									
<p>様式第 8 号 (第 10 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東かがわ市長 殿</p> <p style="text-align: center;">耐震診断技術者 氏 名 印 住 所 資 格 ( ) 級建築士 登録番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">事務所名 電 話</p> <p style="text-align: center;">耐震改修工事結果報告書</p> <p>年 月 日に実施した下記対象空き家の耐震改修工事の結果について、関係図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">活用後の用途</td> <td><input type="checkbox"/> 専用住宅</td> <td><input type="checkbox"/> 併用住宅</td> </tr> <tr> <td>空き家所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>改修工事後の構造耐力</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	活用後の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅	空き家所在地			改修工事後の構造耐力			
活用後の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅								
空き家所在地										
改修工事後の構造耐力										
<p>様式第 9 号 (第 11 条関係)</p> <p>略</p> <p>様式第 10 号 (第 12 条関係)</p> <p>略</p>	<p>様式第 8 号 (第 11 条関係)</p> <p>略</p> <p>様式第 9 号 (第 12 条関係)</p> <p>略</p>									

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 3 条ただし書きの規定による同条第 4 号の補助対象物件のリフォームについては、令和 8 年 4 月 1 日以降に空き家を購入又は賃貸したものに於いて、適用する。